

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 1 2 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下柱田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 2 3 日（当初作成）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 3 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者、農業の廃業や経営転換をする方、また、分散作圃を解消のため利用権の設定を考えている方は原則として農地中間管理機構に貸し付けていくこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

農業全般において、地区内にとどまらず、他の地域と知識や経験の情報共有するための交流の場を設けながら下柱田地区の農業に有益な情報を収集していく。

担い手確保に向けて中心経営体だけに限らず、地区外の農家や法人に積極的に参加してもらいながら農地を守る体制を確立する。